

## 福祉有償運送サービス 要項

### <福祉有償運送とは>

障害者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのことです。

### <ご利用になれる方>

・他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難である次に掲げる方

- ① 身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」
- 介護保険法第19条第1項に規定する「要介護認定を受けている者」
- ハ 介護保険法第19条第2項に規定する「要支援認定を受けている者」
- ㊦ その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、知的障害、精神障害、発達障害等の障害を有する者

※ 当法人では、「イ」「ニ」に該当する障害者のみの福祉有償運送となります。

※ 利用に当たっては、当法人の会員である方で、登録が必要です。

※ 当法人の年会費は12,000円です。

### <利用料金>

#### 迎車料金

・別紙「福祉有償運送サービス利用料金表」にてご確認ください。

#### 乗車料金

・別紙「福祉有償運送サービス利用料金表」にてご確認ください。

\*利用料金は利用月の末締め、翌月に請求書を発行致します。

### <ご利用方法>

ご利用希望日を確認の上、スケジュールを調整し利用のご連絡をいたします。

確認後、利用の変更などがある場合は、お早めにお知らせください。

### <実施地域>

姫路市内及び周辺地域（発着地の何れかが姫路市内）

### <事故について>

福祉有償運送サービス事業では自動車任意保険の中の搭乗者障害保険に加入しています。

詳細については電話にてお問い合わせ下さい。電話： 079-285-4810